

6月18日(木) 18:30~

会場：Zoom 及び国労会館大会議室



第149回定例研究会

今回は会員限定とします

パワハラ防止法の内容

報告：種本良彦氏（ローカルユニオン静岡副委員長）

これからの企画

◆第150回定例研究会

日時…7月16日(木) 18:30~
(日程変更の可能性あり)

場所…国労会館会議室

「津久井やまゆり園事件の背景」
佐々木隆志氏

(静岡県立大学短期大学部教授)

◆第10回中間総会と記念講演

日時…8月1日(土) 13:00~

場所…あざれあ 502会議室

「ドイツと日本における貧困対策」
布川日佐史氏 (法政大学教授)



初めて法律上明文化

「労働施策総合推進法」が改正され、2020年6月より、パワーハラスメントの防止措置の実施が事業主の義務となりました。(中小事業主に関しては、2022年4月1日までの間、パワーハラスメントの防止措置の実施は努力義務とされています。)

今回の「改正労働施策総合推進法」では、初めてパワーハラスメントの定義が法律上明文化されました。①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、③労働者の就業環境が害されるもの、という3つの要件を満たすものがパワーハラスメントに該当することになります。

事業主においては、就業規則等の服務規律を定めた文書に、パワーハラスメントに対する事業主の方針及び注意喚起を記載した上でこれを労働者に周知させる、パワーハラスメントに関する相談窓口を社内に設ける、パワーハラスメントの事実を認定した場合には、被害者の心身面のケアを図ることと同時に、行為者に対して適切な懲戒処分を行う等の措置を講じることが求められます。

※連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>